

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月8日
【会社名】	株式会社ジョイント・コーポレーション
【英訳名】	JOINT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 東海林 義信
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒二丁目10番11号
【電話番号】	03(5759)8811
【事務連絡者氏名】	執行役員グループ総務部長 木村 清和
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒二丁目10番11号
【電話番号】	03(5759)8833
【事務連絡者氏名】	執行役員グループ総務部長 木村 清和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成20年9月8日開催の取締役会において、平成20年11月14日に開催予定の当社臨時株主総会における特別決議による承認を条件として、優先株式の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

- ・ 有価証券の種類及び銘柄：株式会社ジョイントコーポレーション A種優先株式
- ・ A種優先株式発行要項

### 1 株式の名称

株式会社ジョイント・コーポレーションA種優先株式（以下「A種優先株式」という。）

### 2 募集株式の数

1,200,000株

### 3 募集株式の払込金額

募集株式1株につき金5,000円

### 4 払込金額の総額

6,000,000,000円

### 5 払込期日

平成20年11月17日

### 6 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 3,000,000,000円（1株につき2,500円）

資本準備金 3,000,000,000円（1株につき2,500円）

### 7 発行方法

第三者割当ての方法により、全てのA種優先株式をO P I 2 0 0 8投資事業組合に割り当てる。

### 8 剰余金の配当

当社は、定款第31条に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株当たり、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに本項 に定める率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）の配当金（1円未満を切り捨てる。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して本項 に従い配当金を支払ったときは、当該配当金の額を控除した額とする。

A種優先配当年率は、各事業年度について、下記算式により算定される年率とする。

記

A種優先配当年率 = 日本円T I B O R（1年物） + 2 . 0 0 %

「日本円TIBOR（1年物）」とは、各事業年度の初日（但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日の翌日）（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「A種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。A種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、本項に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。当社は、定款第31条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の配当金を支払う。

## 9 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「A種優先残余財産分配額」という。）にA種累積未払配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

## 10 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を行使することができない。

## 11 取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込期日の6ヶ月後の応当日から当該払込期日の10年後の応当日までの間（以下「A種優先株式取得請求期間」という。）、いつでも、当会社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) A種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当会社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

当初取得価額

取得価額は、当初、141円とする。

取得価額の修正

当初取得価額は、平成21年4月1日以降平成30年4月1日までの毎年4月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、修正基準日における時価に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額（但し、下記 に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の80%に相当する額（但し、下記 に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

なお、時価算定期間中に下記 に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記 に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

#### 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される（請求により取得される場合を含む。以下同じ。）株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、又は会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{保有する普通株式の数}} \right) + \frac{\text{1株当たりの時価}}{\left( \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{1}$$

但し、本(iii)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (iv) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)、又は、(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。
- (v) 行使することにより、本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(v)による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。
- (vi) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。
- (i) 会社分割、株式交換又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。
- (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、但し、当該新株予約権全てに

つき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係るA種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

## 1.2 取得条項

当社は、A種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種優先株式取得請求期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日（以下「一斉取得日」という。）が到来することをもって取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

## 1.3 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。また、当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

・ A種優先株式の割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等

割当予定先の氏名又は名称		O P I 2 0 0 8 投資事業組合	
割当予定株数		1,200,000株	
払込金額		6,000,000,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号	
	代表者の氏名	業務執行組合員 オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社 代表取締役 松崎 悟	
	出資の総額	50,000百万円	
	事業の内容	民法に定める組合契約に基づく組合	
	大株主及び持株比率	-	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		割当予定先からは、発行日から2年以内に割当株式又は割当株式の取得と引換えに交付される当社普通株式の譲渡を行った場合にその内容を当社に報告する旨の確約を得る予定です。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄については、特に断りがない限り、平成20年9月8日現在におけるものであります。

・ 新規発行による手取金の額及び使途

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,000,000,000	22,000,000	5,978,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,978,000,000円については、運転資金(販売用マンション、収益用不動産としての販売を目的とした商業施設及びオフィスビル等の開発建築費、販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金)に充当する予定です。

なお、本優先株式の発行総額は払込期日である平成20年11月17日に当社銀行口座に払込まれ、それ以降その全額をいつでも上記資金使途に充当することが可能な状態になります。また、当社は、本優先株式の発行総額を上記資金使途に充当するまでの間、当該額を当社銀行口座にて管理し、一時的に他の資金使途に充当することはございません。

・ 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該有価証券の名称

該当事項はありません。

・ その他の事項

1. 資本金の額及び発行済株式総数(平成20年9月8日)

現在の発行済株式総数	43,879,000株
資本金の額	15,834,054,700円

増資による増加株式数（A種優先株式）	1,200,000株
増資による増加株式数（普通株式）	28,368,700株
増資後発行済株式総数	73,447,700株
うち、A種優先株式	1,200,000株
普通株式	72,247,700株

（注）現在の発行済株式総数は平成20年9月8日現在の発行済株式総数、増資後発行済株式総数は現在の発行済株式総数に増資による増加株式数を加えた株数を記載しております。なお、当社は平成20年9月8日開催の取締役会において、本臨時報告書記載のA種優先株式とは別に、第三者割当ての方法による普通株式の発行を決議しており、増資による増加株式数（普通株式）の記載は、かかる決議に基づいて発行される普通株式の数を記載しております。

2. 引受人の名称

該当事項はありません。

3. 募集を行う地域

該当事項はありません。

以上